○国土交通省告示第百六十五号

南部大阪都市計画事業新住宅開発事業和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

工区番号

8―5、8―26、8―29、40―8、49―2、64―6、65―3、65―4、65―5

○国土交通省告示第百六十六号

阪神間都市計画事業新住宅市街地開発事業名塩新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

工区番号

42―3、43―1、44―1、46―1、49、52―1、53―1

○国土交通省告示第百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

金山谷川1

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

鹿児島県いちき串木野市下名字大野迫　一五八五番三から一五八五五番まで

一五八五六番一

一五八五六番三

一五八五七番

一五八五八番三及び一五八五八番

四　一五八六二番一から一五八六二番四まで

一五八六三番

一五八六五番一及び一五八六五番二

一五八六六番一から一五八六六番三まで

一五八六八番

一五八七二番及び一五八七三番

一五八七四番

一五八七六番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県いちき串木野市下名字大野迫　一五八五一番八　一号

一五八五一番四　二号及び三号

一五八五八番三　四号

一五八五四番　五号

一五八四九番　六号及び七号

一五八五〇番　八号

字西勝利口　一四〇五〇番二　九号及び十号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新光寺の小川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十九年国土交通省告示第五百四号で指定した同号十八に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県垂水市新御堂字内ノ野　一三三一番三　一号

一三三〇番五　九号

一三二一番六　十号

字塩水流　一三一七番二　二号及び三号

一三一七番一　四号から六号まで

字鍋ヶ久保　一三二二番五　七号及び八号

○国土交通省告示第百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小田の沢（4）

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県岩手郡葛巻町葛巻第五六地割字小田

一七三番　一号から五号まで及び二十四号から二十八号まで

一七八番　六号から九号まで、二十一号及び二十二号

一九〇番九　十号から十四号まで

一七七番　十五号

一九〇番一〇　十六号

四五番一　十七号

一七六番　十八号及び十九号

一七五番　二十号

一七四番二　二十三号

一七四番二地先道路敷　二十九号

○国土交通省告示第百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

狐石沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県北杜市比志字狐石　一号及び二号

四一五番　三号及び四号

三七七番　五号及び六号

三七四番一　七号

三四七番　八号及び九号

三四八番地先国有地　十号

三三九番一地先国有地　十一号

三七四番一地先国有地　十二号

三一二番地先国有地

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

大柳川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

山梨県南巨摩郡富士川町柳川字神ノ前　二〇五三番

二〇五四番

二〇五五番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

山梨県南巨摩郡富士川町柳川

字神ノ前　二〇五三番地先　一号

二〇五四番　二号

字日影林　二一三四番地先　三号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

白沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十八年建設省告示第二千六百十四号で指定した土地の区域を除く。）

山梨県南巨摩郡富士川町鳥屋

字シルタリ　七八一番二

七八二番

七九四番一

七九四番五

七九四番七

七九九番一地先無番地

七九九番二

七九九番三

八〇〇番

八〇一番

八〇二番

八〇四番

八〇五番

八〇六番

八〇七番

八〇八番

八一〇番

八一一番

字カニ沢